

広島県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和六年二月一日までの間、縦覧に供する。

令和六年一月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道下御領新市線	福山市神辺町大字道上字中川二三五九番一〇地先から福山市神辺町大字道上字起二七四番一地先まで	令和六年一月二八日